

▶ 定例会情報

令和8年 第3回定例会（6月16日～7月2日）

本定例会は、令和8年度補正予算のほか、条例改正などを審査するため6月16日から7月2日までの17日間の会期で開催しました。なお、上程された、条例改正などの報告3件、承認1件、議案10件、意見2件、発議5件については、すべて原案のとおり承認、可決としました。

本会議、委員会審査での質疑応答の主なものは次のとおりです。すべての審議案件ではなく内容を集約して掲載しております。

▶ 市税に関すること

・議案第46号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について

地方税法等の一部を改正する法律により、地方税法が改正されたことに加えて、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例における市民税、固定資産税に関する規定について所要の改正を行うもの

Q 暗号資産の所得に関する課税方式の変更により、影響を受ける市民はいるのか

A：該当される市民の方はいる

▶ スポーツ施設に関すること

・議案第50号 飛騨市スポーツ施設条例及び飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

旭ヶ丘プールの廃止及び飛騨市学校開放施設にプールの使用料を追加するための改正

Q 神岡小学校プールは夏休み期間の8月25日まで開放できるのか

A：神岡小学校プールについて、夏休み期間である8月25日まで開放できるよう準備を進めている

▶ 公金収納に関すること

・議案第49号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の公布により、地方自治法の一部を改正する法律の一部が施行されることに伴い、所要の改正を行うもの

Q 特定歳入等の収納に関する規定が設けられたとはどういうことか

A：地方税以外の交付金の収納事務を地方共同機構に行わせるための規定が整備され、市の公金の収納手段が1つ増えたため

▶ 消防団に関すること

・議案第48号 飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うもの

Q この基準額が妥当か、また市民から要望があるか

A：人事院規則に準じており、社会情勢に対応して定期的に改正されるもので、全国一律で改正を行うものである

▶ 予算に関すること

・議案第52号 令和8年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）

1億6,438万2千円を増額、補正後の予算額は、190億5,438万2千円

・議案第53号 令和8年度飛騨市国民健康保険事業会計補正予算（補正第1号）

収益的収入の2,400万円を増額、補正後の予算額は、17億1,830万4千円

総務部

Q システム機器更新委託料の減額理由は

A：年度が変わり、改めて発注する準備をする中で、発注金額が上がり不足する金額があるため見送った

建築管財部

Q おんり～湯展望風呂上屋根雨漏り修繕について、昨年天井の改修をしたばかりではないのか

A：湿気による天井の天井材の腐食と見込んでいたが、改修過程でひどい雨漏りが原因だとわかり、屋根の改修をすることになった

企画部

Q 飛騨神岡高校の将来ビジョン検討会（仮称）が開催される予定だが、吉城高校について検討会の開催について相談はなかったのか

A：現時点で、吉城高校から要請はもらっていない。今後そういう声があれば検討したい

市民福祉部

Q 高齢者の非課税世帯でエアコン未設置の世帯数は把握しているか

A：把握していない。今年度の実績をみながら、設置希望者が上振れした場合補正での対応も考えたい

環境水道部

Q ナフサ不足であるがゴミ袋が確保できるのか

A：令和8年2月に契約済みで、7月末までに全量納入予定。8月から制限なしで交換可能

商工観光部

Q 広葉樹のまちづくりの観光コンテンツ化実現のための第1段階の地域はどこか

A：徒歩圏内で製材所や貯木場の近くから開始予定。木工体験は市内の木工作家と連携する

教育委員会事務局

Q 地域スポーツクラブの指導者謝金は全額補助か

A：平日は10分の10、休日は3分の2補助。教員が兼務する場合も対象。公共交通機関利用は全額補助

▶ 発議に関すること

・ 発議第3号 飛騨市議会基本条例の一部を改正する条例について

議会改革等調査特別委員会による基本条例の見直しによる改正

・ 発議第4号 飛騨市議会議員政治倫理条例について

政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の資質向上及び誠実かつ公正な職務遂行を確かなものとし、もって飛騨市議会基本条例の趣旨の実現に寄与する条例を制定するもの

・ 発議第5号 飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

政務活動費の年間交付上限額の見直し及び補欠選挙時等の対応の追加のための改正

・ 発議第6号 飛騨市議会議員政治倫理行為規範の廃止について

飛騨市議会議員政治倫理条例の制定に伴う廃止

・ 発議第7号 飛騨市議会政治倫理審査会規程を廃止する訓令について

飛騨市議会議員政治倫理条例の制定に伴う廃止

政務活動費とは？

地方自治法に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、請求して認められれば議会の会派または議員に対して交付されるものです。
飛騨市議会では、「飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例」等に基づき、政務活動費を交付しており、内訳については議会ホームページにて公開しています。